

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

第一 規制①について。

1 持続可能な地域交通システム法(以下「法」という。)第3条1項は、高速路線バスの運行について、生活路線バスを運行する乗合バス事業者のみが、国土交通大臣の許可を受けるときで可能となる旨を規定する。同規定によれば、高速専業の乗合バス事業者は、バス運行ができなくなる。この規制が、職業活動の自由を制限し、憲法22条1項に反しなから問題となる。

2(ア)憲法22条1項は、職業選択の自由を保障する。職業は、自己の生計維持活動であるとともに、分業社会における社会的機能分担活動たる性質を有し、個人の人格的価値と関連している。この職業の性質を照らすと、職業は開始・継続・廃止において自由であるばかりでなく、活動の内容・態様においても自由であることが要請されるというべきであり、したがって憲法22条1項は狭義の職業選択の自由のみならず職業活動の自由の保障を含むと解する。

(イ) さらに、職業は社会的相互関連性が大きいから、公共の福祉による一定の制約を受ける。

(ウ) 規制①が上記(イ)に照らし公共の福祉の範囲内にあるとして是認されるかは、規制の合理性及び必要性を判断する必要がある。もとより当該判断は一般に政策的技術的判断を伴うのであって、一次的には立憲府の裁量が尊重されるといえる。しかしながら裁量の範囲については、

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

規制目的、手段等の具体的事情を考慮してその手段を決すべきである。

(E) 本件では、規制①により、高専専業の事業者は、生活路線バスの事業へ参入しない限り、事業自体が存在なくなる。
そうであれば、同規制は事業形態に関するものであるが、狭義の職業選択の自由そのものに対する規制と同視すべき。

また、規制①によれば、生活路線バスへの新規参入、高専路線バスの運行には、国土交通大臣の許可を要する。許可制は、このように、狭義の職業選択の自由そのものに制約を課す許可制を定めることは、職業の自由に対する強力な制限となるのであるから、その合憲性を肯定するためには、原則として重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要すると解する。

(F) 本件では、規制①の目的を地域の公共交通機関の充実とせ、移動手段を確保することと捉える場合には、当該目的は、社会の調和的發展を促した積極目的であり、このような積極目的規制の場合には、立法府の政策的判断を尊重すべきであるから、裁判所は立法府の裁量を広く認め、著しく不合理な点は一限りは違憲の判断をすることはできないと思える。

しかし、規制①の目的には、公共交通が衰退した結果、高齢者の運転ミスによる人身事故が続いていることを憂慮し、これを防ぐことも考えられる。このように、生命・身体の安全を目的

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

より積極目的規制であることを重視すれば、裁判所の審査に
ないも事項であるから、立派府の裁量の範囲は狭く、目的手段
の合理性について判断すべきといえる。

以上を踏まえ、本件では、主たる目的は積極目的であるに解し、
5 積極目的は副次的な目的であるに解する方が妥当である。なぜ
なら、法が制定される背景には、生活路線の慢性的赤字を
止めること、公共交通の確保を図ることと併せて検討されて
おり、規制の目的は、生活路線バスへの新規参入に条件を付し
ていること、~~この点~~ 生活路線バス事業者への経営上の悪影
10 響を考慮したものであるからである。

(カ) もともと、積極目的規制である、本件では許可制という強力
な制約が課されており、またその許可条件も、許可を受ける者の
主観的態様に因り客観的な事柄であることと踏まえれば、
裁判所は、その重要な公共の利益のために必要かつ合理的な規
15 制であるから独自に判断すべきであると解する。その他
より緩やかな代替手段については、要求されないと解する。

34 以上を踏まえて、合憲性を判断する。

(イ) 本件では、規制目的は公共交通の充実であり、その合理性
は肯定される。といえる。

20 (イ) 事件手続について、高専事業を廃止した場合、既存の
高専事業業者は、経営を続けるために、生活路線バス事
業への参入が促される。これにより、複数の業者の参入が見込
まれ、公共交通の充実に期待される。

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

高等司法研究科
〈令和2年度秋冬学期期末試験解答用紙〉

科目名	受験者記入票番号

また、新規参入について、既存業者の安定を害さない限り認めるとして、これを、高収益地域への参入を防ぐという趣旨で捉えることができるとから、このように解すると生活圏への参入が期待できると同時に、既存業者への負の影響を緩和できるとため、手段および目的と手段との合理的な関連性を肯定できる。

4 以上より、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な規制であるから、規制は憲法22条1項に反しない。
第二 規制②について。

1 規制②によれば、特定の渋滞区域について、特定の時間帯における域外からの自家用車の乗り入れを原則として禁止される。これにより、特定区域に対して移動の自由が制限されることから、憲法に反しないか問題となる。

2 ~~規制②~~ 規制②が憲法22条1項違反が問題となりうる。憲法22条1項は、移動の自由を保障する。ここで、移動の自由は、土地を移動する自由が含まれると解釈すれば、同条違反の問題となる。しかし、同項は、生活の本拠を自己決定するに際して居住、移動の自由の人格的価値があると解すべきであり、これによると、同条保障範囲は生活の本拠を決定する自由と限定的に解すべきである。

3 以上より、憲法22条1項の問題にはならず、憲法13条~~1項~~に保障される移動の自由として、その制約の合憲性が問題となる。

4 規制②が憲法13条に反しないかは、規制目的および手段

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

科目名	受験者記入票番号

の合理性及び必要性が認められるべきである。ここで、
規制②は、自家用車等の移動を制限するが、これは、区域内へ
集合や情報採取目的での移動を一律に禁止するものである。そこで
あれば表現の自由に対する制約という側面も有すると捉える
余地がある。しかしながら、自家用車以外では移動が乏しい
道路利用者は当然にすべての道路を利用できるものといえないこ
とから、表現の自由の問題として扱うべきではないと解する。

5 規制の目的は、渋滞による移動困難な状態の発生防止であ
り、これは住宅密集地等での緊急車両の通行の確保等によ
るものである。目的の合理性は認められる。

6 手段として、規制②は、特定区域として、特定時間帯に
おける特定の車両の進入を禁止する。このように、区域、時間、進入車
両を限定的に決めていることで、都市部や観光地といった過密
地域を効果的に混雑回避することが期待されるといえる。

また、自家用車に限る点でも、観光バス等と比べてその量が
多くなると考えられることから、自家用車に限定することは一定の
合理性が認められる。

7 以上の1) 目的・手段の必要性及び合理性が認められるので、
規制②は合憲である。

以上